

平成28年10月7日
(公財) 川崎市学校給食会

平成29年度 川崎市学校給食用物資納入指定業者追加募集のお知らせ

学校給食センターで使用する学校給食用物資の納入業者を募集します。

納入先は次の学校給食センター

- ① 南部学校給食センター (川崎市幸区南町3丁目149番2) 平成29年9月から開始
最大15,000食/日 1日の献立は2種類
- ② 中部学校給食センター (川崎市中原区上平間1700番8他) 平成29年12月から開始
最大10,000食/日 1日の献立は2種類
- ③ 北部学校給食センター (川崎市麻生区栗木2丁目8番3) 平成29年12月から開始
最大6,000食/日 1日の献立は1種類

納入を希望する業者様は、次ページ「学校給食用物資納入業者指定登録基準」を確認し、平成28年10月31日(月)までに
(公財)川崎市学校給食会(044-200-2319)に直接電話連絡して
いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡を受けた業者様には、登録に必要な手続き等をご説明いたしますので、当会にお越しいただく日程を調整いたします。ご了承ください。

学校給食用物資納入業者指定登録基準

1. 立 地 条 件

●一般業者

- (1) 原則として川崎、横浜、東京に営業所を有するもの。
- (2) 製造加工を要する食品については、関東近県に製造加工の設備があるもの。ただし、前記地区内で製造加工ができず、あるいは必要数量の調達が困難な食品はこの限りでない。

●協力会組織の業種（食肉商業協同組合・青果協力会・豆腐協力会・卵類協力会）

- (1) 各協力会に加入しているもの。
- (2) 店舗を川崎市内に有するもの。

2. 経 営 規 模

- (1) 相当の資本で経営され、相当額の販売実績をあげていること。
- (2) 相当数の常用職員を有し、常時営業を続けていること。
- (3) 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、電話設備及び緊急に即応し得る機動力を有すること。

3. 信 用 状 況

- (1) 学校給食に理解を有し、社会的信用を有する業者であること。
- (2) 営業経歴及び経営状態が良好であること。
- (3) 確実な取引を有し、広範囲に営業していること。
- (4) 食品に関する法律並びに諸規程を遵守していること。
- (5) 引き続いて3年以上その営業に従事していること。
- (6) 納税義務が履行されていること。

4. 衛 生 管 理

- (1) 営業施設とその管理状況並びに食品衛生保持の状態が優秀なもの。
- (2) 従業員の健康管理が充分に行われているもの。
- (3) 保健所の衛生指導に特に協力的なもの。
- (4) 納入食品について公立の衛生検査機関の検査成績が良好なもの。

上記の各項目の具体的内容については別記のとおりとする。

5. 供 給 能 力

- (1) 仕入及び製造加工能力が相当広大で所要量を充たし得ること。
- (2) 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。

6. そ の 他

前回登録してあったもので、1度も応札しなかったものは失格とする。